

中期経営計画

【策定にあたって】

当協会は、1990年10月1日の設立以来、県民が主体となり活動する国際交流及び国際協力の拠点として、文化、スポーツ、人材育成等の幅広い分野における活動を通して、世界各国の人々との相互理解及び友好親善を促進してきた。

この間、茨城県の在留外国人数は、2020年6月末現在70,806人にまで増加し、全国で10番目に外国人住民の多い県となっている。それに伴い、県内では様々な国際活動実践団体が活発に国際交流・協力活動を実施している。

国では、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月25日決定）を取りまとめ、在留資格を有する全ての外国人を社会の一員として受け入れ、外国人との共生社会を実現するために必要な施策を進めている。

2019年4月から、新たな外国人材の受入れ制度である在留資格「特定技能」が開始され、今後も在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から孤立しないようにすることが極めて重要である。

この計画は、こうした状況を踏まえ、日本人と外国人が言語や文化の違いを超えて共に創る多文化共生社会の実現を目指すとともに、世界的規模での感染症のまん延など、グローバル化に伴う様々なリスクの顕在化が見られる中であっても、それを克服し、本県の国際交流・協力を引き続き推進するため、2021年度から2025年度までの5か年の当協会の経営方針を明確化し、経営目標及びそのために取り組むべき実施方策について定めるものである。

【経営方針】

日本人と外国人が言語や文化の違いを超えて共に創る多文化共生社会の実現を目指すとともに、世界的規模での感染症のまん延など、グローバル化に伴う様々なリスクの顕在化が見られる中であっても、それを克服し、本県の国際交流・協力を引き続き推進する。

1 共に目指す多文化共生社会づくり

言葉のハンディにより不自由な生活が強いられることのないよう支援するとともに、母国語で相談できる場所の提供や、身近にアドバイスが受けられるような地域での支援体制づくりを行う。災害時・緊急時の対応については、県、市町村、市町村国際交流推進組織、民間国際交流協力団体等との連携を密にし、協力体制づくりに努める。

一方、外国人自身も地域の構成員として積極的に役割を果たしていけるよう、外国人による地域活動を推進し、日本人と外国人が協働して多文化共生の地域づくりを行うことを目指す。

2 グローバル交流・協力の推進

国内外の国際活動情報を集積・提供しつつ、県内で活動を実践する市町村、市町村国際交流推進組織、民間国際交流協力団体等の情報交換や研修を実施することで、各組織間の連携協力体制を強化する。また、国際協力機構筑波センター等との協働により国際協力分野での活動についても推進していく。

地域社会においては、日本人住民と外国人とが交流し理解を深める機会を創出し、新たに在留する外国人が住みやすい環境づくりに努める。また、本県のさらなる発展のために多様な国や地域との経済交流や、本県からの多角的な情報発信に協力し、観光や産業交流推進に寄与する。

3 グローバル社会へ向けた人づくり

留学生をはじめとする各地域に居住する外国人等の協力を得て、より多くの県民が様々な文化や価値観に触れる機会を持ち、それらを尊重し、積極的に受け入れられるようにする。

また、地球的規模の課題や国際貢献の必要性等について理解を深め、グローバルな視点を持ちつつ地域で活動する地球市民意識や国際感覚を醸成するとともに、県内の外国人留学生等に多様な社会体験機会を提供し、将来地域に貢献し、母国との懸け橋となるような人材の育成に努める。

4 組織体制の効率化と財政運営の健全化

安定的な財団運営を確保するため、一定の人員を確保しつつ、組織体制の効率化を目指す。

また、事業手法の見直しにより事業費及び人件費等の経費節減を図るとともに、外部資金の導入や新たな収益の確保について積極的に取り組むほか、賛助会員についてもより一層PRを展開し加入増を図る。

【数値目標】

1 多文化共生サポーターバンクへの新規登録者数（経年累計）

語学ボランティアや、外国人に対し日々の生活へのアドバイスをするサポーターなどの新規登録者を増やす。

2019年度 843人



2025年度 1,400人

2 ボランティア日本語教室の団体数

ボランティア日本語教室の空白地域を解消するため、ボランティア日本語教室のない市町村を中心に新たな立上げの支援を行う。

2019年度 63団体



2025年度 73団体

3 賛助会員会費の収入口数（個人・団体）

財源の確保による経営収支の均衡を図るため、賛助会員及び新規協賛者の獲得に努める。

2019年度 178口



2025年度 220口

【実施方策】

1 共に目指す多文化共生社会づくり

- (1) 外国人が生活していく上で住民としての様々な情報が得られるよう、多様な媒体を活用した多言語による情報提供を行う。また、生活する上で必要な日本語を身に付けられるよう、身近に日本語を習得できる機会を確保し、日本の文化やマナーも習得してもらえるようにする。
- (2) 弁護士会等との連携の下、外国人が母国語で気軽に相談ができる多文化共生総合相談ワンストップセンターとして、外国人相談センターのさらなる充実を図るとともに、市町村、市町村国際交流推進組織、民間国際交流協力団体等とも連携し、オンライン相談の活用を含め、地域における相談体制の整備に努める。
- (3) 災害時・緊急時に備え、特に日本語が不自由であったり、生活環境に不慣れな外国人を支援するための連携体制を強化する。
- (4) 地域社会における多文化共生推進の担い手として、外国人住民が自ら活動できるよう、地域活動への参加を促進する。また、留学生や本県在住経験のある外国人、海外経験のある日本人等のグローバルな人材のネットワークを進め、地域の情報発信等の活動を推進する。

2 グローバル交流・協力の推進

- (1) 県、市町村、市町村国際交流推進組織、民間国際交流協力団体等との連携により、県民の国際交流活動への参加を促し、活動の充実を図る。また、新たに在留する外国人が住みやすい環境を整備するため、関連機関と連携し地域住民と外国人との交流を推進する。
- (2) 国際協力機構筑波センターと連携し、途上国支援等の国際協力活動を行うとともに、海外における大規模自然災害や感染症まん延時等の被災者やNGO活動への支援を行う。
- (3) 外国人留学生をはじめとするグローバルな人材の活用を図り、県内企業の海外展開や対日投資への協力を行う。また、留学生等が県内企業への理解を深めるための取組を進める。
- (4) 当協会に登録されている語学サポーターの活用を図り、観光分野等の語学協力及びプロモーションに協力する。

3 グローバル社会へ向けた人づくり

- (1) 県や県教育委員会、大学等と連携し、留学生親善大使や県内に在住する外国人を活用しながら県民の国際感覚を醸成し、相互理解・国際理解を促進す

る。

- (2) 将来世界で活躍する人材を育成するため、特に若い世代の海外研修や国際体験などの活動を支援する。
- (3) 外国人留学生の県内就職につながるよう、県内企業や文化施設を訪問する研修、国際理解教室、ホームステイを実施するなど、外国人留学生の活動を支援する。

4 組織体制の効率化と財政運営の健全化

- (1) 市町村や市町村国際交流推進組織、民間国際交流協力団体、大学等の教育機関等との協力体制により事業の効率化を図り、それらの組織との役割分担を進める。
- (2) 国や各種団体等の実施する助成事業への積極的な応募等外部資金の導入や、実施事業における受益者負担の適用、賛助会員及び新規協賛者の獲得など、財源の確保による経営収支の均衡を図る。

公益財団法人茨城県国際交流協会 施策体系表

経営方針	施策の基本的方向
1 共に目指す多文化共生社会づくり	① 外国人が安心して生活できる環境の整備
	コミュニケーション支援
	多言語での生活情報の提供
	外国人の日本語学習の支援
	外国人相談体制の充実
	多文化共生のためのサポーターバンクの運営
	災害時・緊急時の在住外国人支援体制の充実・強化
	② 外国人による地域活動の推進
在住外国人や留学生の地域活動への参画拡大	
2 グローバル交流・協力の推進	① 国際活動情報の提供
	機関誌やホームページ等を活用した情報提供
	② 国際交流・協力の推進
	県民の国際交流活動の推進
	国際協力活動の推進
	③ 経済交流への支援
	企業の海外展開等への協力
	外国人による茨城の魅力発信
観光分野等の語学協力	
3 グローバル社会へ向けた人づくり	① 国際理解を推進するための事業実施体制の整備
	県や関係機関との横断的連携体制の整備
	② 相互理解・国際理解の推進
	県民の国際感覚醸成
	世界で活躍する人材の育成
	外国人留学生の多様な社会体験機会の提供
4 上海事務所の運営	
5 組織体制の効率化と財政運営の健全化	① 組織体制の効率化
	② 経営の健全化

重点施策

コミュニケーション支援（多言語での生活情報の提供・外国人の日本語学習の支援）
外国人相談体制の充実